

循社第143号
令和2年5月22日

公益社団法人千葉県医師会長
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長
一般社団法人千葉県環境保全協議会長
一般社団法人千葉県建設業協会会長
千葉県解体工事業協同組合代表理事

様

千葉県環境生活部循環型社会推進課長
(公印省略)

令和2年度産業廃棄物処理計画書等の提出について(通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項等の規定による、産業廃棄物処理計画書等については、令和2年2月25日付け循社第710号により貴会員(組合員)への周知をお願いしていたところです。

この度、5月15日付けで「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」(以下、特例省令という。)が下記のとおり公布・施行され、提出期限が延長されましたので、貴会員(組合員)への周知をお願いいたします。

記

○特例省令の概要(多量排出事業者に関する部分の抜粋)

多量排出事業者の産業廃棄物の処理に係る計画の提出(法第12条第9項及び法第12条の2第10項)及び当該計画の実施の状況の報告(法第12条第10項及び法第12条の2第11項)については、毎年度6月30日までに行うこととされているが、令和2年度中の提出については、10月31日までに行うこととされた。

※特段の支障がない場合は、当初の期限(6月30日)までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【担当】

千葉県環境生活部循環型社会推進課
環境保全活動推進班 浅井

TEL: 043-223-4144 FAX: 043-221-3970

e-mail: e-haiki@mz.pref.chiba.lg.jp